

住宅用消火器購入助成制度の手引き

国立市では、地震発生時における被害の減少及び自助による市民の防災力の向上を目的として、火災危険度ランクが比較的高い地域の居住者等が、地震による住宅の出火及び延焼を防止するために住宅用消火器を購入し設置する場合、その費用の一部を助成する制度を創設しました。

この手引きをご一読いただき、国立市の減災のために一人でも多くの方のご協力をいただくと幸いです。

**国立市減災対策推進アクションプランの4つの視点のうち、
「『た』・・・建物を火から守ろう内外で」**

に効果がある取り組みです。



【問い合わせ・提出先】

国立市行政管理部防災安全課防災・消防係

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1

電話 042-576-2111 内線 145～147

FAX 042-576-0264

地震による火災が、多くの避難者を発生させます

国立市の場合、地震に伴う火災の発生と延焼拡大に伴う数多くの住宅焼失が多くの避難者を発生させ、被災者の応急対策を困難なものとするのが予想されます。また、地震により道路の通行が遮断されるため、消防署や消防団の消火活動も困難となります。火災の発生を抑制するためには、市民の皆様による初期消火活動が重要です。

住宅用消火器とは

住宅用消火器とは、住宅火災に適した消火器として開発された蓄圧式消火器で、誰にでも簡単に操作できます。(日本消火器工業会ホームページより引用) 住宅用消火器は、ご自宅での普通火災、ストーブ火災、てんぷら油火災などの消火に適しています。

助成の対象

(1) 助成の対象となる住宅用消火器

助成の対象となる住宅用消火器は、住宅火災に適した消火器として開発された住宅用消火器となります。なお、事業所や工場などに設置する「業務用消火器」は助成の対象外となりますのでご注意ください。

(2) 助成の対象者

助成対象者は、市内の住宅に居住し、又は住宅を所有している者で、住宅用消火器を新たに購入し、当該住宅に設置しようとするものです。

助成対象経費と助成金の額

助成金の対象となる経費は、住宅用消火器購入に要する費用（消費税を含む）とし、助成金の額は、助成対象経費の2分の1の額（1,000円未満端数切り捨て）とし、10,000円を限度とします。

この助成金の交付は、1世帯当たり1年度に1回となります。

例1)8,500円の住宅用消火器を購入した場合。

A:助成対象経費 8,500円

B:2分の1の額 4,250円→4,000円

⇒ 限度額 10,000円を下回っているため、助成金の額はBの4,000円となります。

例2)28,000円の住宅用消火器を購入した場合。

A:助成対象経費 28,000円

B:2分の1の額 14,000円

C:限度額 10,000円

⇒ Bが限度額を上回っているため、助成金の額はCの10,000円となります。

助成金の交付手続き

以下の(1)～(3)の手続きが必要です。

| | |
|------------------------|---|
| <p>(1)交付申請</p> | <p>市に申請 【提出書類】 国立市住宅用消火器購入助成金交付申請書(第1号様式) 【注意】申請前に購入してしまった場合、助成金の交付は受けられません。</p> |
| <p>(2)購入・設置</p> | <p>交付決定通知を受け、お近くの消火器販売店等から住宅用消火器を購入してご自宅に設置してください。 【注意】交付決定を受けてから購入してください。 交付決定前に購入してしまった場合、助成金の交付は受けられません。</p> |
| <p>(3)実績報告書・請求書の提出</p> | <p>設置完了後 【提出書類】 ① 国立市住宅用消火器購入助成金実績報告書(第5号様式) ② 国立市住宅用消火器購入助成金金請求書(第6号様式) ③ 購入したことを証明する領収書(写し) ※領収書等には品名が記載されていること</p> |

助成金の交付決定後、申請を取り下げる場合

助成金の交付決定を受けた後に、住宅用消火器の購入を取り止めるときは、国立市住宅用消火器購入助成金交付申請取下書（第3号様式）に取り下げる理由を記載し、市長に提出してください。

市長は、申請の取り下げがあったときは、交付決定を取り消し、国立市住宅用消火器購入助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により、当該交付決定者に通知します。

その他

(1) 交付決定の取消し

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付決定を取り消すことができます。

- ① 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- ② この要綱の規定に違反したとき。
- ③ 助成金を住宅用消火器の購入以外の用途に使用したとき。

市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、国立市住宅用消火器購入助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知します。

(2) 助成金の返還

市長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとします。

- ◆ **申請に必要となる様式は、防災安全課窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。**